

宮崎県在籍型出向等支援協議会 開催要綱

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、「宮崎県在籍型出向等支援協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2 構成機関

地域協議会の構成機関は、別紙のとおりとする。地域協議会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

3 地域協議会の開催

地域協議会は年度1回を目安に開催することとするが、その他必要に応じて開催することができるものとする。

4 協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- (2) 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- (3) 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関する事。
- (4) その他必要な事項に関する事。

5 事務局

地域協議会の事務局は、宮崎労働局職業安定部に置く。

6 その他

- (1) 地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

この要綱は、令和5年11月30日をもって廃止する。

宮崎県在籍型出向等支援協議会 構成機関

<経済団体>

宮崎県経営者協会

宮崎県商工会議所連合会

宮崎県商工会連合会

宮崎県中小企業団体中央会

<労働者団体>

日本労働組合総連合会 宮崎県連合会

<金融機関>

宮崎銀行

宮崎太陽銀行

<都道府県社会保険労務士会>

宮崎県社会保険労務士会

<出向支援機関>

産業雇用安定センター 宮崎事務所

<地方自治体>

宮崎県 商工観光労働部 雇用労働政策課

<関係行政機関>

大阪航空局 福岡空港事務所

九州運輸局 観光部

九州運輸局 交通政策部

九州経済産業局 地域経済部

九州地方整備局 建政部

九州農政局 宮崎県拠点

宮崎労働局 職業安定部